

吸収合併に係る事後開示書面

2021年8月2日

株式会社オリエントコーポレーション
代表取締役 飯盛 徹夫

株式会社オリエントコーポレーション（以下「当社」といいます。）は、株式会社システムオリコ（以下「消滅会社」といいます。）を消滅会社とする吸収合併の存続会社として、会社法第801条及び会社法施行規則第200条に基づき、下記のとおり開示いたします。

1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2021年8月1日

2. 消滅会社における法定手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）

(1) 株主の差止請求

消滅会社が発行する全株式を当社が保有しているため、株主からの差止請求について、該当事項はありません。

(2) 反対株主の買取請求

消滅会社が発行する全株式を当社が保有しているため、株主からの株式買取請求について、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求

消滅会社は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

消滅会社は、会社法第789条第2項及び同第3項の規定に基づき、債権者に対し、2021年5月20日付の官報及び同日付の日刊工業新聞において公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 存続会社における法定手続の経過（会社法施行規則第200条第3号）

(1) 吸収合併の差止請求

本合併は、会社法第796条第2項に規定する簡易合併に該当するため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の買取請求

当社は、会社法第797条第3項及び第4項の規定に基づき、2021年5月20日付で株主に対する通知に代わる公告を行いました。なお、会社法第796条第3項に定める数の株主から反対通知はありませんでした。なお、本合併は、会社法第796条第2項に規定する簡易合併に該当するため、同法第797条第1項の規定による株式の買取請求の適用はありません。

(3) 債権者の異議

当社は、会社法第799条第2項及び同第3項の規定に基づき、債権者に対し、2021年5月20日付の官報及び同日付の電子公告において、本合併に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 存続会社が承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第200条第4号）

当社は、本合併の効力発生日である2021年8月1日をもって、消滅会社からその資産、負債その他の権利義務の一切を承継しました。

5. 消滅会社の事前開示書面（会社法施行規則第200条第5号）
別紙のとおりです。
6. 吸収合併の変更の登記をした日（会社法施行規則第200条第6号）
2021年8月2日（予定）
7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第200条第7号）
該当事項はありません。

以上

吸収合併に係る事前備置書面（消滅会社）

東京都文京区大塚五丁目1番6号

株式会社システムオリコ

代表取締役 山森 裕一

株式会社システムオリコ（以下「当社」という。）は2021年5月7日開催の取締役会において、2021年8月1日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社とし、株式会社オリエントコーポレーション（以下「存続会社」という。）を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行うことを決議し、2021年5月7日に本合併に係る吸収合併契約を締結しましたので、会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条の規定に基づき、下記の通り開示いたします。

なお、本合併は、吸収合併消滅会社である当社においては会社法第784条第1項に定める略式合併の要件を満たすものとなります。

1. 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項）

別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1号）

存続会社は、効力発生日時点において、当社の発行済株式の全部を所有しているため、本合併に際しては合併対価としての株式の発行及び金銭等の交付はありません。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第2号）

上記2. のとおり合併対価の交付は行われないため、合併対価について参考となるべき事項はありません。

4. 消滅会社の新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第182条第3号）

当社は、新株予約権を発行しておりません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第4号）

【存続会社】

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

(2) 最終事業年度の末日後を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重要な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

【消滅会社】

- (1) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重要な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はありません。
- (2) 最終事業年度がないときは、成立日における貸借対照表
該当事項はありません。

6. 合併後の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第5号）

本吸収合併効力発生後の存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後の存続会社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

したがって、本合併後における存続会社の債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

7. 事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じた変更後の当該事項

（会社法施行規則第 182 条第 6 号）

変更事項が生じたときは、ただちに開示いたします。

以 上

【別紙内訳】

【別紙 1】 合併契約書写し



吸収合併契約書

株式会社オリエンテーション（以下「甲」という。）と株式会社システムオリコ（以下「乙」という。）とは、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」という。）に関し、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目 的）

第1条 本吸収合併の効力発生日（第5条において定義される。以下同じ。）において、乙の全ての資産及び負債は甲に移転し、乙は清算手続を経ることなく解散する。

（当事会社の商号及び住所）

第2条 本吸収合併を行う甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

甲（吸収合併存続会社）：株式会社オリエンテーション
東京都千代田区麴町五丁目2番地1

乙（吸収合併消滅会社）：株式会社システムオリコ
東京都文京区大塚五丁目1番6号

（合併対価）

第3条 甲は、本吸収合併の効力発生日時点において、乙の発行済み株式の全てを保有しているため、本吸収合併に際して、甲の株式又はこれに代わる金銭等の交付は行わない。

（甲の資本金及び準備金）

第4条 甲は、本吸収合併により資本金及び準備金の額を増加しない。

（効力発生日）

第5条 本吸収合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2021年8月1日とする。但し、合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙が協議の上、これを合意により変更することができる。

（合併承認総会）

第6条 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。乙は、会社法第784条第1項により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。

（財産の引継）

第7条 乙は、2021年6月30日現在における貸借対照表、その他同日現在の計算を基礎とし、こ

れに効力発生日前日までの増減を加除した資産、負債及び権利義務の一切を効力発生日において甲に引き継ぐ。

(財産の管理義務)

第 8 条 甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日の前日までの間、善良なる管理者の注意をもって、その業務執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすような行為をなす場合には、あらかじめ協議して合意の上、これを実行する。

(合併条件の変更及び本契約の解除)

第 9 条 甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変更が生じたときその他本吸収合併の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、協議の上、合意により本契約に定める条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(本契約に定めのない事項)

第 10 条 本契約に定める事項のほか、本吸収合併に際し必要な事項は、甲乙が協議して定める。

本契約締結の証として本書 1 通を作成し、甲乙記名押印の上、甲がその原本を保有し、乙がその写しを保有する。

2021 年 5 月 7 日

甲： 東京都千代田区麴町五丁目 2 番地 1
株式会社オリエントコーポレーション
代表取締役社長 飯盛徹夫



乙： 東京都文京区大塚五丁目 1 番 6 号
株式会社システムオリコ
代表取締役社長 山森裕

